

諮問庁：秋田県知事

諮問日：令和３年２月１０日（諮問第１３２号）

答申日：令和４年２月 ８日（答申第 ９４号）

事件名：平鹿地域振興局管内で行った砂防事業に関する文書の部分公開決定
処分に対する審査請求に関する件

答 申

第１ 審査会の結論

秋田県知事（以下「実施機関」という。）が、「昭和６３年から平成４年までの間に平鹿地域振興局管内で行った砂防事業に関する書類すべて（１件分で可）」（以下「本件対象文書」という。）について行った部分公開決定は妥当である。

第２ 審査請求に至る経緯

１ 公開請求の内容

審査請求人は、令和２年７月１日、秋田県情報公開条例（昭和６２年秋田県条例第３号。以下「条例」という。）第５条の規定に基づき、実施機関に対し本件対象文書について公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

２ 実施機関の決定

実施機関は、令和２年７月１６日、本件公開請求に対し、条例第１０条第１項の規定に基づき、部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

３ 審査請求

審査請求人は、令和２年１０月１２日、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第２条の規定に基づき、本件処分を不服として実施機関に対し審査請求を行った。

第３ 審査請求人の主張の要旨

１ 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件対象文書に関して実施機関が行った本件処分を取り消し、やり直しとする裁決を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求人から提出された審査請求書によるとおむね次のとおりである。

(1) 地番について

官報に掲載された砂防指定の告示に係る土地以外の土地の地番については、秋田県公文書公開条例の一部を改正する条例（平成10年秋田県条例第38号）による改正前の秋田県公文書公開条例（以下、「旧条例」という。）第6条第1項第1号の「特定の個人が識別され、又は識別されるもの」であり、かつ、同号ただし書きの（一）～（三）に該当しないことを理由に非公開の決定を受けた。

しかしながら、旧条例第6条第1項第1号のただし書き（一）は、法令又は条例の定めるところにより何人でも閲覧できるものを除外しており、これに不動産登記法が該当しているため、官報に掲載されていない土地の地番を非公開とした決定は誤りである。

別途情報公開請求を行った、雄勝地域振興局農林部では令和2年5月21日の行政文書部分公開決定通知書において、地番を全て公開しており、制度の統一的な運用が図られていない。

(2) 補償単価について

補償費に関する調査票の補償単価は、東北地方整備局が事務局になっている東北地区用地対策連絡会が毎年作成している「補償金算定標準書」に記載された単価である。その情報は公共・公益事業を行う起業者が損失補償金額の算定を行う以外の目的での使用が禁じられているため、旧条例第6条第1項第3号の「県の機関が国等の機関から協議、委任、依頼等を受けた事務に関する情報であって、公開することが当該事務の条件若しくは趣旨に明らかに反すること」に該当することを理由に非公開の決定を受けたが、東北地方整備局へ問合せをしたところ「補償金算定標準書」は情報公開請求を受ければ公開するとの回答を得た。したがって、本件において補償単価を非公開としたことは誤りであり、補償単価は公開し、数量部分を非公開として契約金額が明らかにならないようにすべきである。また、東北地方整備局からの回答のとおり、「補償金算定標準書」は一般的には公開されるものであることから、県が公開しても国等との信頼関係を著しく損なうものに該当するとは考えられない。

(3) 不動産登記簿謄本の権利部について

不動産登記簿謄本の写しについては表題部のみが公開され権利部が公開されていないにも関わらず、非公開決定がされていない。不動産登記簿謄本は表題部と権利部が一体である書類であり、権利部だけを廃棄す

ることは考えられない。権利部を黒塗りするのが面倒なため、権利部が存在しないことにしたのではないか。

第4 実施機関の説明の要旨

実施機関が弁明書及び意見陳述において説明している内容は、おおむね次のとおりである。

1 非公開情報の判断理由

旧条例第6条では、「実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている公文書については、公文書の公開をしないことができる。」と規定し、同条第1項第1号では、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」、第2号では「法人その他団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が損なわれると認められるもの」、第3号では「県の機関が国又は他の地方公共団体の機関と協力して行う事務又は県の機関が国等の機関から協議、委任、依頼等を受けた事務に関する情報であって、公開することが当該事務の条件若しくは趣旨に明らかに反することになり、又は国等との協力関係若しくは信頼関係を著しく損なうことになると認められるもの」と規定している。

これらを受け、本件対象文書のうち、土地所有者の住所、氏名、契約金額、登記嘱託書における登記義務者の住所、氏名、司法書士名、官報に掲載された砂防指定の告示に係る土地以外の地番、砂防指定地編入申請書における不動産に関する権利内容については、旧条例第6条第1項第1号に、測量者名については第2号に、補償費に関する調査票の補償単価については第3号に該当し、かつ、各号のただし書きによる除外規定に該当しないことから、非公開とした。

2 審査請求人の主張に対する反論

(1) 換地図に記載された地番について

審査請求人は「雄勝地域振興局農林部では地番が公開された」とし、本件との間で制度の統一的運用が図られていない旨の主張をしているが雄勝地域振興局農林部が公開した地番は換地図に記載された地番である。換地図に記載された地番は、権利者会議にて圃場整備地区の権利者に公開され、同会議での換地計画決定後に市町村役場で縦覧されるものであり、公開を前提とした情報であることから、不動産登記簿に記載された地番とは性質が異なるものである。換地図に記載された地番は登記前に

作成された情報であり、作成時点では登記事項には当たらないことから、審査請求人が述べている換地図に記載された地番が不動産登記法によるものであるという主張は誤りである。

また、審査請求人は、旧条例第6条第1項第1号のただし書き（一）に記載された、「法令又は条例の定めるところにより何人でも閲覧できるもの」に不動産登記簿謄本が該当するため、地番をすべて公開すべきであるとの主張も行っているが、非公開情報の判断理由に記載のとおり、土地の地番や地積は他の情報と結びつけることにより個人を特定できる情報であることから、旧条例第6条第1項第1号に該当するため非公開とした。

(2) 補償費に関する調査票の補償単価について

補償費に関する調査票の補償単価については、公共事業を行う起業者が損失補償金額の算定を行うために使用するものであり、それ以外の使用は禁じられていることから、旧条例第6条第1項第3号に該当するとともに、単価の公表によって特定の個人への補償金額が容易に推測可能となることから非公開と判断した。

なお、東北地方整備局に対して補償単価の公開について問い合わせたところ、一般的には請求があれば公開するが、事前に具体的な数量や面積などの情報が伝わっているなど、個人への補償金額が容易に推測できるような公開請求である可能性がある場合は、個人情報保護の観点から本人に係る情報以外は公開しない旨の回答を得た。

(3) 不動産登記簿謄本の権利部について

不動産登記簿謄本の権利部の写しについては、一部に権利部が保存されていないものがあるが、本件対象文書の簿冊内に権利部は保存されておらず、実施機関として公開できるものは全て公開している。

第5 調査審議の経過

1	令和	3年	2月12日	諮問の受付
2	同	年	4月23日	審議
3	同	年	6月15日	実施機関による意見陳述
4	同	年	7月21日	審議
5	同	年	9月 6日	審議
6	同	年	10月 7日	審議
7	同	年	11月29日	審議
8	令和	4年	1月26日	審議

第6 審査会の判断の理由

1 本件処分及び審査請求の概要

実施機関は、別紙のとおり本件対象文書を特定したうえで、旧条例第6条第1項第1号、第2号又は第3号に該当するとして、土地所有者の住所、氏名、契約金額、砂防指定地編入申請書における不動産に関する権利内容、登記嘱託書における登記義務者の住所、氏名、司法書士名、測量者名、補償単価及び補償額、官報に掲載されていない土地の地番等を非公開とした。

審査請求人は、これら非公開とされた情報のうち、官報に掲載された土地以外の地番及び補償費に関する調査票の補償単価は公開すべきであると主張しているほか、不動産登記簿謄本の権利部が存在しないことはあり得ないと主張している。

2 旧条例第6条第1項第1号該当性

(1) 旧条例第6条第1項第1号の趣旨について

本号は文書を公開しないことができる情報として、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。」と規定している。

これは、プライバシー保護の観点から個人に関する情報は原則非公開とする旨を定めたものであるが、一方で、同号ただし書きでは、（一）「法令又は条例の定めるところにより何人でも閲覧することができるもの」、（二）「公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得したもの」、（三）「法令又は条例の規定による許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの」のいずれかに該当する場合は例外として公開することとし、個人に関する情報であっても明らかにプライバシーの侵害にならないものや、公益上公開の必要があるものについては公開を認めることとして、「原則公開」と「プライバシー保護」の調整を図っているものである。

(2) 地番について

実施機関は、本件対象文書である各種契約書等に記載された地番のうち、官報に掲載された砂防指定の告示に係る土地以外の地番を、他の情報と結びつけることにより個人を特定することができることとなる情報であるとして、旧条例第6条第1項第1号に該当するとの判断を行ったが、審査請求人は、同号ただし書き（一）の規定を引用し、地番は不動産登記法により不動産登記簿謄本を閲覧することによって何人でも閲覧できるものに該当するため、すべて公開すべきであると主張している。

不動産登記簿は、不動産取引の安全と円滑化を図るため、特定の不動産に係る権利関係を明らかにしたものであり、不動産登記法の規定により何人でも閲覧できるものであるが、地番等の土地を特定する情報が欠けていれば検索することは困難である。本件において審査請求人が公開を求めているのは、各種調書や図面、契約書等に記載された特定の地番であり、これらは特定の個人に結びつく情報であるが、一般的に不動産登記簿が閲覧できるからといって、記載された特定の地番等の情報を無条件に公にしても良いということにはならず、それらの情報が保護すべき個人情報に該当するかどうかによって判断すべきである。

本件の公開請求対象が個人が所有する特定された土地の地番であることに加え、特定の不動産に関する情報の取得については、不動産登記法に基づく制度が整備されており、それ以外の制度で情報取得を認めることにより、情報取得者の負担に不公平が生じる可能性があるという観点からも、実施機関が官報に掲載された砂防指定の告示に係る土地以外の地番を個人に関する情報に該当するとして非公開としたことは妥当である。

(3) 地番の公開を巡る運用の整合性について

審査請求人は雄勝地域振興局農林部では地番を公開しているにも関わらず本件で非公開としたことに対して、制度の統一的な運用がなされていない旨を主張するが、実施機関の主張のとおり、雄勝地域振興局農林部で公開した地番は換地図に記載された地番であり、旧条例第6条第1項第1号ただし書き（二）「公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得したもの」に該当するものである。換地図に記載された地番は不動産登記法の地番とは目的や性質が異なるものであり、審査請求人の公開を巡る運用に整合性がないという主張は当たらない。

3 旧条例第6条第1項第3号該当性等

(1) 旧条例第6条第1項第3号の趣旨について

本号は文書を公開しないことができる情報として、「県の機関が国又は他の地方公共団体（以下「国等」という。）の機関と協力して行う事務又は県の機関が国等の機関から協議、委任、依頼等を受けた事務に関する情報であって、公開することが当該事務の条件若しくは趣旨に明らかに反することになり、又は国等との協力関係若しくは信頼関係を著しく損なうことになると認められるもの。」と規定している。

これは、県と国等との協力関係又は信頼関係の継続的な維持を図る観点から、これらを損なうこととなるような情報は、公開しないことができることとしたもので、県の行う事務には、国等の事務と密接な関係を有するものがあり、これらの事務に関する情報を、県が一方的に公開す

ることにより、当該事務を行ううえでの条件等に違反することになったり、相手方との協力関係等が損なわれ、当該事務又はその後の行政の円滑な運営に支障が生ずることになったりすることを防止しようとするものである。

(2) 補償単価について

実施機関は、旧条例第6条第1項第3号に該当するとして、東北地方整備局が事務局となっている東北地区用地対策連絡会が作成している「補償金算定標準書」に記載された補償単価を非公開としたが、「補償金算定標準書」は一般的に公開されているものであり、公開することそのものに大きな支障があるとは認められず、また、公開することにより信頼関係を著しく損なうことになるとは認められないことから、本号に規定する非公開理由には該当しない。

しかしながら、同項第1号の個人情報として公開の可否を検討すると、地積等の具体的な条件を公開している状況においては、単価を公開することによって、補償金額の算出が可能となり、個人の具体的な収入額が明らかとなることが十分に想定される。

本件において、地積や立木の数量等を公開している以上は、同項第3号の国等との協力関係情報ではなく、同項第1号の個人に関する情報該当性の問題として公開の可否を判断すべきであり、本件のように個人への補償金額が容易に推測できるケースにおいて、実施機関が個人情報保護の観点から「補償金算定標準書」に記載された補償単価を非公開と判断したことは結果として妥当である。

4 不動産登記簿の権利部について

審査請求人は実施機関が公開した文書について、その一部に権利部が存在するにも関わらず存在しないとして非公開とした不動産登記簿が含まれており、実施機関が隠蔽していると主張している。この点については、当審査会において現存する当時の不動産登記簿謄本を検分した結果、その一部に権利部が存在しないものが見られたが、登記簿謄本には必ずしも権利部が存在するというわけではなく、実施機関が存在を意図的に隠しているという事実は認められないこと、保有する不動産登記簿謄本は全て公開請求の対象として特定していることを確認した。よって、実施機関が保有する行政文書の対象の範囲を巡る判断に問題があったとは認められない。

5 結論

以上により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。

なお、調査審議の過程で、地番等に関し、同種の情報であるにも関わらず、実施機関において公開非公開の判断が統一されていない例が見られたことから、実施機関においては条例に基づいたより適切な対応を行うよう求める。

第7 答申に関与した委員

区 分	氏 名	職 名
	赤 坂 薫	弁護士
	阿 部 千鶴子	司法書士
	池 村 好 道	白鷗大学法学部教授
会 長	柴 田 一 宏	弁護士

特 定 し た 文 書	
① 「平成元年 砂防指定地編入申請書」二階沢川位置図、平面図、縦断面図、正面図2部、側面図、貯砂横断面図4部、求積図、公図、供覧文書一式	「相続関係説明図」 「物件移転補償契約書（案）」（立木補償） 平成2年3月30日付け、「検査調書」 平成2年3月26日受付、「登記嘱託書」 平成元年7月6日付け、「土地売買契約書」
② 「平成4年 砂防指定地編入申請書」二階沢川位置図、平面図、縦断面図、横断面図、公図	平成元年8月10日付け、「物件移転完了検査調書、移転完了写真」 平成元年7月6日付け、「物件移転補償契約書」（立木補償）
③ 平成5年4月14日付け「砂防指定地の指定について（通知）」二階沢川	「土地売買契約書（案）」 平成元年7月6日付け、「確認調書」（土地） 「物件移転補償契約書（案）」（立木補償）
④ 砂防台帳 二階沢川位置図	平成2年3月26日受付、「登記嘱託書」 平成2年3月30日付け、「検査調書」
⑤ 砂防設備台帳（平成元年荒廃砂防工事 E137-10二階沢川、平成元年荒廃砂防工事E137-K1二階沢川、平成2年荒廃砂防工事E137-10二階沢川、平成3年荒廃砂防工事E137-10二階沢川）、添付図面、二階沢川写真（正面、付替道路）	平成元年7月6日付け、「土地売買契約書」 平成元年7月6日付け、「物件移転補償契約書」（立木補償） 平成元年8月10日付け、「物件移転完了検査調書、移転完了写真」
⑥ 砂防指定地台帳（平成元年度二階沢川）	平成元年7月6日付け、「契約締結伺、土地売買契約書（案）」
⑦ 砂防指定地台帳（平成4年度二階沢川）	平成元年7月6日付け、「確認調書」（土地） 「物件移転補償契約書（案）」（立木補償）
⑧ 砂防指定地地積調書	平成元年7月6日付け、「支出負担行為伺」、「土地等取得台帳」、「補償台帳、明細書4部、写真3部」 平成2年3月30日付け、「検査調書」
⑨ 用地補償平成元年度	平成2年3月26日受付、「登記嘱託書」 平成元年6月27日付け、「土地売買契約書」 平成元年8月10日付け、「物件移転完了検査調書、移転完了写真」
平成2年3月30日付け、「検査調書」 平成2年3月26日受付、「登記嘱託書」 平成元年7月6日付け、「土地売買契約書」 平成元年8月10日付け、「物件移転完了検査調書、移転完了写真」 平成元年7月6日付け、「物件移転補償契約書」（立木補償） 「土地売買契約書（案）」 平成元年7月6日付け、「確認調書」（土地）	平成元年6月27日付け、「物件移転補償契約書」（立木補償） 平成元年6月27日付け、「契約締結伺、土地売買契約書（案）」 平成元年6月27日付け、「確認調書」（土地） 「物件移転補償契約書（案）」（立木補償）

特 定 し た 文 書

平成2年3月30日付け、「検査調書」
 平成2年3月26日受付、「登記嘱託書」
 平成元年6月27日付け、「土地売買契約書」
 平成元年8月10日付け、「物件移転完了検査調書、移転完了写真」
 平成元年6月27日付け、「物件移転補償契約書」(立木補償)
 「土地売買契約書(案)」
 平成元年6月27日付け、「確認調書」(土地)
 「物件移転補償契約書(案)」(立木補償)
 平成2年3月30日付け、「検査調書」
 平成2年3月26日受付、「登記嘱託書」
 平成元年6月27日付け、「土地売買契約書」
 平成元年8月10日付け、「物件移転完了検査調書、移転完了写真」
 平成元年6月27日付け、「物件移転補償契約書」(立木補償)
 「土地売買契約書(案)」
 平成元年6月27日付け、「確認調書」(土地)
 「物件移転補償契約書(案)」(立木補償)
 平成元年6月27日付け、「支出負担行為伺」、「土地等取得台帳」、「補償台帳、明細書4部、写真3部」
 平成元年10月11日発議起案(委任状の承認について)
 平成元年10月11日付け、「委任状」
 平成元年10月11日付け、「物件移転完了検査調書、移転完了写真」
 平成元年9月13日付け、「物件移転補償契約書」(工作物)
 平成元年9月13日付け、「契約締結伺、物件移転補償契約書(案)」
 平成元年10月11日付け、「物件移転完了検査調書、移転完了写真」
 平成元年9月13日付け、「物件移転補償契約書」(立木補償)
 「物件移転補償契約書(案)」(立木補償)

平成元年9月13日付け、「支出負担行為伺」、「補償台帳」、テレビ共同受信施設に対する移設補償について、「御見積書1～4」、写真2部、立竹木調査表」
 平成元年6月27日発議起案(二階沢川通常砂防工事に伴う用地買収単価について)
 平成元年6月1日判定基準日「比準価格算定表」、「地域要因比準表」(農家集落地域)4部、「個別的要因比準表」(農家集落地域)5部、昭和62年9月25日付け「土地売買契約書」、位置図
 平成元年度「二階沢川通常砂防工事用地測量実測図」

⑩ 用地補償平成3年度

平成4年3月27日付け、「検査調書」
 平成4年3月25日受付、「登記嘱託書」
 平成3年11月25日付け、「土地売買契約書」
 平成3年11月25日付け、「契約締結伺、土地売買契約書(案)」
 平成3年11月25日付け、「確認調書」(土地)、「用地調査票」
 「相続関係説明図」
 平成3年11月25日付け、「支出負担行為伺」、「土地等取得台帳」
 平成4年3月17日付け、「検査調書」
 平成4年3月12日受付、「登記嘱託書」
 平成3年10月30日付け、「土地売買契約書」
 平成3年12月10日付け、「物件移転完了検査調書、移転完了写真」
 平成3年10月30日付け、「物件移転補償契約書」(立木補償)
 平成3年10月30日付け、「契約締結伺、土地売買契約書(案)」
 平成3年10月30日付け、「確認調書」(土地)、「用地調査票」
 「相続関係説明図」
 「物件移転補償契約書(案)」(立木補償)

特 定 し た 文 書

平成4年3月9日付け、「検査調書」
 平成4年3月3日受付、「登記嘱託書」
 平成3年10月30日付け、「土地売買契約書」
 平成3年12月10日付け、「物件移転完了検査調書、移転完了写真」
 平成3年10月30日付け、「物件移転補償契約書」(立木補償)
 「土地売買契約書(案)」
 平成3年10月30日付け、「確認調書」(土地)、
 「用地調査票」3部
 「物件移転補償契約書(案)」
 平成4年3月9日付け、「検査調書」
 平成4年3月3日受付、「登記嘱託書」
 平成3年10月30日付け、「土地売買契約書」
 平成3年12月10日付け、「物件移転完了検査調書、移転完了写真」
 平成3年10月30日付け、「物件移転補償契約書」(立木補償)
 「土地売買契約書(案)」
 平成3年10月30日付け、「確認調書」(土地)、
 「用地調査票」3部
 「物件移転補償契約書(案)」
 平成元年7月6日付け、「土地売買契約書」
 平成3年10月30日付け、「支出負担行為伺」、「土地等取得台帳」、「補償台帳」、立竹木調査表9部、写真3部
 平成4年3月9日付け、「検査調書」
 平成4年3月3日受付、「登記嘱託書」
 平成3年10月15日付け、「土地売買契約書」
 平成3年10月15日付け、「契約締結伺、土地売買契約書(案)」
 平成3年10月15日付け、「確認調書」(土地)、
 「用地調査票」
 平成4年3月17日付け、「検査調書」
 平成4年3月12日受付、「登記嘱託書」
 平成3年10月15日付け、「土地売買契約書」
 「土地売買契約書(案)」

平成3年10月15日付け、「確認調書」(土地)、「用地調査票」
 「相続関係説明図」
 平成3年12月10日発議起案(委任状の承認について)
 平成3年12月10日付け、「委任状」
 平成4年3月17日付け、「委任状」2部
 平成4年3月17日付け、「検査調書」
 平成4年3月12日受付、「登記嘱託書」
 平成3年10月15日付け、「土地売買契約書」
 平成4年3月17日付け、「検査調書」
 平成4年3月12日受付、「登記嘱託書」
 平成3年10月15日付け、「土地売買契約書」2部
 平成4年3月17日付け、「検査調書」
 平成4年3月12日受付、「登記嘱託書」
 平成3年10月15日付け、「土地売買契約書」2部
 平成4年3月17日発議起案(委任状の承認について)
 平成4年3月17日付け、「委任状」
 平成3年12月10日付け、「物件移転完了検査調書、移転完了写真」
 平成3年10月15日付け、「物件移転補償契約書」(立木補償)
 「土地売買契約書(案)」2部
 平成3年10月15日付け、「確認調書」(土地)、「用地調査票」2部
 「土地売買契約書(案)」2部
 平成3年10月15日付け、「確認調書」(土地)、「用地調査票」
 「土地売買契約書(案)」
 平成3年10月15日付け、「確認調書」(土地)、
 「用地調査票」
 「物件移転補償契約書(案)」
 平成3年12月10日付け、「物件移転完了検査調書、移転完了写真」

特 定 し た 文 書

平成3年10月15日付け、「物件移転補償契約書」(立木補償) 「物件移転補償契約書(案)」 平成3年10月15日付け、「支出負担行為伺」、「土地等取得台帳」、「補償台帳」、立竹木調査表5部、写真2部 平成3年10月3日発議起案(通常砂防工事二階沢川(増田町火石田)に伴う用地買収単価について) 平成3年10月1日判定基準日「比準価格算定表」、「地域要因比準表」(農家集落地域)5部、「個別の要因比準表」(農家集落地域)5部 平成元年度「二階沢川用地測量実測図」 ⑪ 用地補償平成4年度 平成5年3月29日付け、「検査調書」 平成5年3月25日受付、「登記嘱託書」 平成5年2月24日付け、「土地売買契約書」 平成5年3月29日付け、「物件移転完了検査調書、移転完了写真」 平成5年2月24日付け、「物件移転補償契約書」(立木補償) 平成5年2月24日付け、「契約締結伺、土地売買契約書(案)」 平成5年2月24日付け、「確認調書」(土地)、「用地調査票」3部 「物件移転補償契約書(案)」 平成5年2月24日付け、「支出負担行為伺」、「土地等取得台帳」、「補償台帳」、立竹木調査表2部、写真 平成5年2月12日付け、「検査調書」 平成5年2月3日受付、「登記嘱託書」 平成5年1月5日付け、「確認調書」(土地)、「用地調査票」 平成5年1月5日付け、「土地売買契約書」 「土地売買契約書(案)」	「物件移転補償契約書(案)」 平成5年1月6日付け、「物件移転完了検査調書、移転完了写真」 平成5年1月5日付け、「物件移転補償契約書」 「消費税額算定調書」 「工作物調査表」、「立竹木調査表」、「移転雑費補償金額算定」(1)(2)、写真 平成5年1月6日付け、「物件移転完了検査調書」、「移転完了写真」、「立竹木調査表」、写真 平成5年1月5日付け、「物件移転補償契約書」 「土地売買契約書(案)」 平成5年1月5日付け、「支出負担行為伺」 平成5年3月29日付け、「検査調書」 平成5年3月24日受付、「登記嘱託書」 平成5年1月5日付け、「土地売買契約書」 平成5年1月5日付け、「契約締結伺、土地売買契約書(案)」 平成5年1月5日付け、「確認調書」(土地)、「用地調査票」2部、「確認書」、「土地等取得台帳」 平成5年3月29日付け、「検査調書」 平成5年3月24日受付、「登記嘱託書」 平成4年12月15日付け、「土地売買契約書」 平成4年12月15日付け、「損失補償契約書」 平成5年3月29日付け、「物件移転完了検査調書」、「移転完了写真」 平成5年3月29日付け、「検査調書」 平成5年3月25日受付、「登記嘱託書」 平成4年12月15日付け、「土地売買契約書」 平成4年12月15日付け、「損失補償契約書」 平成4年12月15日付け、「物件移転補償契約書」 平成4年12月15日付け、「契約締結伺、土地売買契約書(案)」 平成4年12月15日付け、「確認調書」(土地)、「用地調査票」3部 「土地売買契約書(案)」 平成4年12月15日付け、「確認調書」(土地)、「用地調査票」 「損失補償契約書(案)」2部
--	---

特 定 し た 文 書

「物件移転補償契約書（案）」
 平成４年12月15日付け、「支出負担行為伺」、
 「土地等取得台帳」、「補償台帳」、「残地補償内訳」
 「個別的要因比準表」（畑地地域）３部、比準地図
 「残地補償内訳」、残地図
 「建物等の移転工法策定のためのフローチャート」
 「物件配置図」
 「消費税額算定調書」
 「曳家等建物移転費計算表」
 建物調査表（１）（２）」、「基礎図面」、「特殊値図面」、「内訳書」、「数量計算書」３部、
 「建物平面図」４部、「測立面図」、「工作物調査及び補償金額算定表」、「内訳１号」、「掘立小屋図」、「集計書」、「庭石及び敷石計算書」、「立竹木調査表及び補償金額算定表」
 ７部、「収穫樹の伐採補償額算定内訳表」、「動産調査表」４部、「その他通常生ずる損失補償額算定表」２部、「写真」２部
 平成５年３月29日付け、「検査調書」
 平成５年３月24日受付、「登記嘱託書」
 平成５年３月９日受付、「登記申請書」２部
 平成５年２月８日付け、「土地売買契約書」２部
 平成５年１月５日付け、「物件移転補償契約書」
 平成５年１月６日付け、「物件移転完了検査調書」、「移転完了写真」
 「物件移転補償契約書（案）」
 平成５年２月８日付け、「契約締結伺、土地売買契約書（案）２部」
 平成５年２月８日付け、「確認調書」（土地）、
 「用地調査票」

平成５年２月８日付け、「支出負担行為伺」、「消費税額算定調書」、「立竹木調査表」、「動産移転料」、「写真」、「土地等取得台帳」、「補償台帳」
 「二階沢川用地調査測量実測図」測量年月日 平成４年８月11日